

第 13 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成20年6月24日

開 会 中

場 所 第 2 委 員 会 室

# 第 13 回 熊本県議会 水俣病対策特別委員会会議記録

平成20年6月24日（火曜日）

午後1時32分開議

午後2時39分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) チッソ株式会社に対する支援の見直しに関する意見書について
- (2) 与党PTによる新たな救済策等について
- (3) 閉会中の継続審査事件について
- (4) その他

出席委員（14人）

|      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 西岡勝成  |
| 副委員長 | 前川收   |
| 委員   | 倉重剛   |
| 委員   | 児玉文雄  |
| 委員   | 松村昭   |
| 委員   | 小杉直   |
| 委員   | 早川英明  |
| 委員   | 馬場成志  |
| 委員   | 大西一史  |
| 委員   | 氷室雄一郎 |
| 委員   | 鎌田聡   |
| 委員   | 吉永和世  |
| 委員   | 福島和敏  |
| 委員   | 重村栄   |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

|        |       |
|--------|-------|
| 部長     | 村田信一  |
| 次長     | 江副健二  |
| 次長     | 駒崎照雄  |
| 環境政策課長 | 楢木野史貴 |
| 環境保全課長 | 福留清秀  |

水環境課長 小嶋一誠

首席環境生活審議員兼

水俣病保健課長 谷崎淳一

水俣病審査課長 田中彰治

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 武田正宣

議事課課長補佐 堀田宗作

午後1時32分開議

○西岡勝成委員長 それでは、ただいまから始めたいと思います。

委員の先生方、また執行部の皆さん方も、環境対策特別委員会が長引きまして、昼食もそぞろにお集まりをいただいて大変御苦労さんでございますけれども、ただいまから第13回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

6月5日に開催いたしました前回の委員会では、長年にわたり県から1,500億円余の金融支援を受け、ここ数年業績も好調であるにもかかわらず、また、救済すべき方が現におられることを直視せず、救済策を受け入れようしないチッソ株式会社の姿勢に対して厳しい先生方から御意見をいろいろと聞かせていただきました。

さらに、チッソの内部留保額が公的債務償還額よりも多いのは理解しがたい、業績が好転した現状の中では、公的債務償還を優先すべきではないかといった御意見を踏まえ、チッソ支援の見直しについての御意見を取りまとめる方向性を前回確認させていただいたところでございます。

そこで、本日は、議題、(1)といたしまして、チッソ株式会社に対する支援の見直しに関する意見書の審議を行いたいと思います。

議論のたたき台が必要かと考えまして、意見書(案)を準備いたしております。

これから配付いたします。

(意見書案配付)

○西岡勝成委員長 それでは、事務局から朗読させます。

○事務局

チッソ株式会社に対する支援の見直しに関する意見書(案)

チッソ株式会社(以下「チッソ」という。)に対する支援措置は、原因者負担の原則を堅持しつつ、チッソの経営基盤の維持・強化を通じて、水俣病患者に対する補償金の支払いに支障を生じないよう配慮するとともに、あわせて地域の経済・社会の安定に資するため、国の施策として行われてきている。

平成12年からは、閣議了解に基づき、従来の患者県債方式に代わる抜本的支援策によるチッソ支援を実施している。この結果チッソは、平成19年度決算で過去最高の経常利益120億円を計上するに至っており、平成20年度は、これを更に上回る130億円の経常利益を見込んでいる。

一方、平成16年10月の最高裁判決を契機として、多くの方が早期救済を求める声を上げている。これに対して与党水俣病問題に関するプロジェクトチームは、平成19年10月に新たな救済策の基本的な考え方を示されたが、チッソは「受け入れかねる」との考えを表明した。これを踏まえて、県議会としては、平成19年12月及び平成20年2月の2回にわたり、チッソの真摯な対応を求める決議を行った。

しかしながら、チッソは、好調な業績を続けながら、今なお水俣病被害に苦しむ多くの方々がいる現状を直視せず、関係者の再三にわたる説得に耳を傾けることなく、患者救済をしなければならないという原因企業としての責任の自覚もなく、依然として頑なな態度に終始している。チッソのこうした姿勢は、

到底許容されるものではなく、強い憤りを覚える。

こうした状況の中、チッソ分社化に関する法案の要綱骨子素案が与党水俣病問題に関するプロジェクトチームに示されたが、まずは被害者の早期救済が先決である。分社化の検討の前に、チッソは一日も早く新たな救済策に同意すべきであり、この点について、関係者が共通認識を持つとともに、チッソへ強く働きかけることを求める。

さらに、チッソの業績が近年、好調であることを受け、内部留保額が一貫して増加傾向にあるにもかかわらず、公的債務償還額は、納税額変動の影響により、不安定な状態におかれ、減少することすらある。平成12年に閣議了解された抜本的支援策に基づく支援措置の運用については、関係府省及び熊本県からなる「チッソ(株)に対する支援措置に関する連絡会議」において3年ごとに申合せがなされている。本年度は平成21年度以降3ケ年の対応を申し合わせる大事な時期に来ている。

よって、チッソの様々な現況やこれまでの経緯等に鑑み、公的債務償還額の増額など、抜本的支援策による支援措置の運用の見直しをはじめ、チッソ支援の在り方について早急に見直すことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○西岡勝成委員長 執行部から何か補足説明はありませんか。

○楢木野環境政策課長 環境政策課の方から、補足といつては何ですけれども、ちょっとコメントさせていただきたいと思います。

意見書案の3段落目「こうした状況の中」以下の部分は、6月5日のこの特別委員会の後、6月17日に開催されました与党PTに関する記述でございます。

この件につきましては、今議会の代表質問

で前川議員、鬼海議員、大西議員から、また、一般質問で岩中議員より知事の所見を御質問いただいたところでございます。知事も、この意見書に書かれているように、まずは被害者の早期救済が先決である旨の答弁をいたしております。

また、4段落目、最初のページの最後から3行目の「関係府省及び熊本県からなる「チッソ(株)に対する支援措置に関する連絡会議」につきましては、ここ2回は12月に開催されておりますので、大体年末になるんじゃないかと思っております。

補足は以上でございます。

○西岡勝成委員長 以上で意見書の方の説明終わりましたけれども、何か先生方から御意見ございますか。

○児玉文雄委員 この与党PT、いよいよ始めるとき、国から県とは十分、下準備、話し合いというか、そういうのがあったとか、チッソに対しては、ある程度の与党PTの補償額とか保健手帳とか、いろいろのものが出た後でやられたのか。当初から、そういう話し合いに入るときからチッソにも連絡をとりながらやったのか。何かこの委員会に出ておって私が感じるのは、そこらあたりがねじれの原因になっているんじゃないかという気がしてならぬわけですよ。もうおまえのところは原因者企業だから、当然ここで決まったことに対しては従うべきだと、そういう発想で、今日の与党PTというか、こういう案がつけられていたような気がする。

それで、チッソも百も承知ですよ、原因者企業としてやらなきゃならないと。いろいろ補償はしなきゃならないということは百も承知なんです。それが最近何かしら話がかみ合わないというか、環境大臣あたりと会ってもノーという返事しか出てこない。何か私はそこらあたりに原因がありやしないか

という感じがするわけですが、そこらあたりはどうですか。

○村田環境生活部長 的確なお答えになっているかどうかあれですけども、流れとしては、2年前、県議会、それから執行部も一緒になりまして、救済策を求めて、いわゆる政治解決の流れに強力にお願いしてきたことでもありますので、具体的に、例えば、政府・環境省の中である案が出てきて転がってきたものではなくて、政治的な流れが主流だったという中で話が展開をしてきました。途中には実態調査もありましたし、救済するべき方がまだいらっしゃるということも判明しました。その後、一時金の金額、月額の手当が決まって、動き出しました。その間、チッソに対しては情報提供は当然あっておったと思いますけれども、具体的なチッソとの交渉については、どちらかという、与党PT、あるいは環境省との情報交換の中で進んできたのが現実だろうと思います。

これまでは、PTの中で現実にチッソが一緒になって議論したというのは知りませんが、実態的には政治的な話が先行したという意味で、今の児玉委員の御指摘はある意味ではあるかもしれません。

○児玉文雄委員 やっぱりチッソは当然テーブルに着くものという感覚で、事後承諾というか、ある程度話が決まってから、こうなったぞと、おまえたちも負担すべきものはしなさいと、何かそこらあたりが私は感じるわけですよ。だから、当初からもう少しこの協議に入る前に根回しをしてやれば、こんなにこじれなかったんじゃないかと。

これは、裁判でも、国、県、チッソ、原因者、これはもう責任をとらなきゃいかぬということはもう司法の場でも明確になっているわけですよ。そこらあたりが、こんなにこじれてくること自体が、だからもう分社化と

というのは、前から話はこちらは聞いておっただけでも、向こうは一つの武器としてそれを今出しているんじゃないかなという気がするわけです。

○村田環境生活部長 なぜそういう流れになったかという補足をちょっとさせていただきますが、チッソの基本姿勢は裁判のみでございました。そういう中で、我々地元熊本県としては、16年の最高裁判決以降に、認定申請も、さらには裁判も大変数多くの方を抱えてしまうというふうな現実がございました。

それに対して私どもは何とか対応策を考えるべきだという視点であったわけですが、チッソの後藤会長がこの場でお話もなされたように、その対応についてはわかりませんと言われました。基本的には、今の状態を何かしなければ、熊本県としては、水俣を中心として大変な混乱が起こる、そういう流れの中で道を求めたのが政治解決への道であって、ある意味ではそうならざるを得なかったというふうな反面もあるのかなというふうに思っております。

ですから、チッソは基本的には自分の方のお考えをそれなりに主張されていますけれども、私としては、今申し上げたいのは、片方で分社化の話が出ましたけれども、今の状態についてチッソとしてはどういう対策なり解決策をとるのかと、その方向性を示すことなく拒否だけというのはいかがなものかというような意味で、今まで当委員会とも一緒にやらせてきていただいたというような事情もあるのかなというふうに思っております。

○児玉文雄委員 私は、この意見書に反対じゃないんだけど、何かしらこれはもう、企業にしる県にしる国にしる、こういう問題は早く解決した方がみんないいと思ってるわけですよね。それがこの場に来て、何でチッソがこれだけ頑張ってるのと言わないの

か、そこが我々もちょっと理解できないところがあるわけですよね。

以上です、私は。

○西岡勝成委員長 そのほか、意見書について。

○小杉直委員 念のためお尋ねしますけれども、この意見書に書いてある「依然として頑なな態度に終始している。」というふうに書いてありますすな。それで、ずっと最近の経過を見ておきますと、後藤会長さんですか、あの方が常に前面に出てきて、いろいろな意見とか考え方とか方針をおっしゃっておりますが、チッソ内部に、この水俣病問題を議論する内部機関といいますか、そういう会議機構といいますか、そういうものが設置してあるかどうかについていかがですか。

○谷崎水俣病保健課長 チッソ内部の話でございまして、私もちょっと想定はつきませんが、基本的には後藤会長以外は私どもの方の窓口にはなっていないと思いますし、これまでも後藤会長の発言で、私どもの方は、検討させてきていただいておりますので、内部的な組織があるかどうかはちょっとわかりません。ただ、きょうの新聞にもありましたけれども、環境大臣に対してチッソが、5月に、新救済策への回答という形で返事をしておりますが、その中で、一番最後のところに「当社の主張は取締役会での決定に基づくもので、個人の恣意によるものではない」という反論をされておりますので、何らかの検討をされているところはあるのかなという、想定でございまして、そういうふう感じております。

○小杉直委員 この意見書だけの問題でなくて、やっぱり今後交渉する中で、チッソ、チッソと一言で、会社をチッソ株式会社と言っ

ておりますが、今言ったように全面的に会長の後藤さんが、独善性とかワンマン性とか表現はちょっとよろしくないかもしれませんがけれども、常に前面に出て、一人でいろいろ対応をされておるが、やっぱりチッソ全体の本当の会社の意思を総合しておられるのかどうか、その一つの物差しとして、今言ったような会議をする、あるいは協議をするような内部機関を設けてあるか、そこで民主的な話し合いが行われているかも目配り、気配りしておく必要が我々としてあるかなと思いますので、念のため尋ねた次第でございます。

以上です。

○大西一史委員 今いろいろと御意見が出ていますけれども、ただ、そのチッソの会長がどうであれ、企業としてきちっと何らかの誠実な対応をしてきたというふうには少なくとも認識をしていません。

それは既に県議会では議決もして、非難決議もしてこれまで来ているわけです。それに対して少なくとも誠実な回答は何もない。あるいはこの分社化のいろんな動きに対してもチッソとして何か返事ありましたか、部長、県に対して。何かこういう議論が出ている、私も議論しました。前川副委員長も代表質問でされましたけれども、こういう議論、少なくともこれはニュースで見ているはずなんです。何か反応したんですか、チッソは。

○村田環境生活部長 ありません。

○大西一史委員 何もしてないでしょう。何もしてないから私たちはこうやって意見書を何度も何度も出したり、非難決議をしたりしなきゃならぬようになってきているわけですよ。だから、もう少しチッソに誠実にやってほしいとずっと言ってきたにもかかわらずこういうふうになってきたから、私たちが語気を荒げるしかもうなくなってきているとい

うのが現状なんです。そこを強く認識してもらえるように、こういう意見書も本当に効力を発揮するように、国、あるいは関係機関も、現場がそういう思いでやっているんだと、早く解決するためにやっているわけですから、そういうふうにしてもらえるようにしていけないかぬというふうに思っておりますので、この意見書については異議はございません。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○吉永和世委員 きょうこうやって、チッソ株式会社に対する支援の見直しに関する意見書というのが出てまいりまして、非常に厳しい内容であるかというふうに思っておりますけれども、チッソ株式会社の支援措置というのは平成12年にスタートしまして、国の支援、また県、あるいは県議会の支援、そしてまたチッソ独自の経営陣または従業員の方々の御努力によって、今の好景気、好業績というのがあるだろうというふうに思っております。

そういった意味で、これまで、国、県、またチッソという連携の中でこのような形ができてきているというふうに思っております。ただ、そういったいい形でできていたものが、このような形で、意見書という形で出るということは非常にチッソにとっても悲しいことであろうと思いますし、また、我々地元にとっても非常に残念でなりません。

今、地元では、非常に経済が低迷をしております。そういう中において、このチッソ株式会社の支援措置の中にあります地域経済に対しての取り組みというのは、これまで本当に一生懸命やっていただいているというふうに思っておりますし、また、これからもやっていただけるという市民の期待というものはかなり高いものであります。

そういった意味で、これからも、できればチッソ支援措置というものは強化していただ

くのが一番我々地元にとってはありがたいというふうに思っておりますけれども、しかし、このような形で意見書が出るのもいたしかたないというふうにも思っております。

そういった意味で、今、地元においては、経済をやはりどうにか浮揚せんといかぬ、その意味でチッソの存在というのは大きいんだという意味で、今度何か対策をしなくちゃいけないと、市民総意の中で対策をしなくちゃいけない、そういった声も出てきております、実際に。そういった意味で、チッソの今後の投資に対して悪影響が出るのであれば、やはりそれとあわせて水俣の経済に対しても悪影響が出るということは、ぜひ委員の先生方も、また県の執行部の方々も御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。意見です。

○西岡勝成委員長 意見としてお伺いをいたしておきたいと思えます。

そのほかございませんか。

ないようであれば、文言の少々の変更は、私と前川副委員長に一任をいただきまして、早速議会運営委員会へ提出をいたしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいたいと思えます。

次に、議題、(2)与党PTによる新たな救済策等についてでございます。

6月17日に与党水俣病問題に関するプロジェクトチームの会議が開催され、ちょうど代表質問のときでございましたけれども、私が出席してまいりました。この会議の詳細につきましては、後ほど執行部から説明をお願いいたしますが、その概要について御報告させていただきます。

さきの自民党水俣病問題小委員会で示されたチッソの分社化法案の骨子素案について説明がありました。これに対し、まず被害者の早

期救済策が先決であり、また、チッソの債務が確定しない限り分社化は容認できるものではない、また、法案では熊本県がチッソの補償債務を引き継ぐようになっていますが、県議会はもとより、被害者を含めた県民の理解を得ることは到底できないと述べさせていただきました。与党プロジェクトチームでも同様の考え方が示されたところでございます。

さらに、6月5日の委員会では、好調な業績を上げながら救済策にかたくなな態度をとり続けるチッソに対する委員の皆さん方の怒りを伝えると同時に、今月24日の特別委員会では、チッソ支援の至急見直しを求める意見書を審議することになっており、それでもチッソの態度が変わらなければ、一層の強硬策も考えなければならぬという意見を私から述べさせていただいたところでございます。

分社化については、既に代表質問等でも取り上げられており、委員の皆様にもいろいろと御意見があろうかと思えますが、与党プロジェクトチームの会議の状況を中心に執行部の説明を受けた後、質疑の中で協議をいただきたいと思えます。

それでは、説明資料に基づきまして、谷崎水俣病保健課長及び榎木野環境政策課長に説明をお願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 それでは、資料の1ページをお願いいたします。

6月5日に開催されました前回の特別委員会以降の水俣病対策の主な経緯につきましてでございますが、6月10日の日に自民党水俣病問題小委員会が開催されまして、本県は出席をいたしておりませんが、その後の情報収集の結果では、公害健康被害補償金等の確保に関する特別措置法案の要綱骨子素案が示されました。分社化についての議論がなされたようでございます。

今委員長の方からありましたが、6月17日でございますが、与党PTの会議が開催され

ました。これも特別措置法案の素案が示されまして議論が行われております。その結果、分社化の前に早期救済の実現が必要だということが整理されたところでございます。

2番目の新たな救済策の最近の状況についてでございますが、先ほど報告いたしました6月17日に開催された与党PTの概要を報告させていただきます。

まず、環境省からの報告がありまして、その説明によりますと、環境大臣が2月20日の日にチッソの後藤会長に会って、5月1日の慰霊式をめぐりに救済策についての問題解決を図りたいということで要請をし、また、4月24日にも再度要請をしたということでございます。

その後、チッソと事務的なペーパーのやりとりは行っているが、チッソは依然として「現状では救済策に踏み出すことはできない」という見解でありまして、それ以降進展はなく、糸口が見つからない状況であるという報告がありました。

次に、本県からの状況の報告ということで、兵谷副知事が出席をいたしておりましたので、報告をしていただきました。被害地域に継続して職員を派遣しており、救済策についての理解が深まるように努めている、地元では一日も早く救済策を進めてほしいという思いがあり、救済策が実現すれば、救済策に乗りたいという声も出ているという御報告をいたしました。

また、最近では好業績を続けておりますチッソの公的支援のあり方について、県議会でも議論が噴出しているということもあわせて申し上げます。

早期救済を求める多くの被害者の方々の声にこたえ、救済策を実現するためにも、引き続き地元に入って努力を続けていくという決意を申し上げたところでございます。

その後、委員による議論がありまして、その中で幾つかの意見を(3)に挙げております。

その意見としましては、不知火患者会等を何とか説得できないか、裁判を待っていても救済にはつながらないという声があるのも事実であるという意見がありました。

その次のページをお願いいたします。

ある程度の時期が来たら、公式に不知火患者会や弁護士との協議も必要ではないかという御意見がありました。

チッソが協力をするかどうかは、全面解決のめどが立つかどうかであり、全面解決のめどが立てば、さらに強力にチッソに同意を得ていく必要があるといった意見が出ておりました。

また、後ほど申し上げますが、分社化の法案に関連して、分社化を実現するためには、全面解決をしてチッソの補償額が確定しないといけないといった御意見もあったところでございます。

次の3認定業務の状況及び4の裁判の状況につきましては、その後状況の変更があっておりませんので、省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。

○榎木野環境政策課長 それでは、かわりまして環境政策課の方から。

5の公害健康被害補償金等の確保に関する特別措置法案(仮称)の要綱骨子素案、PTで示されたものについて、概要、(1)のところを私の方から別添資料で御説明いたします。

後ろに骨子案が、4ページのA4の縦のものがありますけれども、これではちょっと説明がわかりづらくなりますので、県で独自に1枚にこれをまとめた紙をつけております。

公害健康被害補償金等の確保に関する特別措置法案、スキームと書いてあるペーパーがあると思いますが、これは県でつくったものですけれども、これに基づきまして概要を御説明いたします。

なお、本文の方では、第一とか第二とか漢数字で書いてある部分がありますが、これは



ちょっと算用数字にかえておりますので、御了承をいただきたいと思ひます。

まず、一番上の第1、目的のところでございますが、ここにありますように、目的は、公害健康被害を受けた者に対する補償金その他の債務の支払いのために多額の累積損失が生じている事業者について、補償金その他の債務の支払いと事業者が行う事業を別法人に行わせる、つまり分社化ということですが、分社化することにより、その事業を活性化し、その収益力を高めるとともに、その債務の履行を完遂させることを目的とするということでございます。

それで、次のところですが、網がけのところに入りますけれども、網がけの中のかぎ括弧は、行為の主体となるものをあらわしております。

まず、今の目的に合致するような会社については、事業再編計画を実施すべき事業者ということで、例えばチッソならチッソを環境大臣、これは申請に基づいて、第3のところですが、環境大臣が指定をいたします。指定を受けた事業者は特定事業者と呼びます。2つ目のところですが、特定事業者と呼びます。

特定事業者につきましては、特定事業者として指定されました事業再編計画を作成いたします。この中には、実施時期だとか資金計画とかが入ってくるんですけども、左の方に点線で第4の3のところにありますけれども、事業再編計画の適合事項というのがございまして、これに適合しなくちゃならないという項目が2つございます。1が、特定事業者の補償金に関する債務の支払い及び公的支援に係る借入金債務、補償金とか公的債務の借入金債務の返済については支障が生じないこと。

それから2つ目は、特定事業者の事業所が存在する地域の経済の安定に支障を及ぼさないこと。これは、昭和53年に県がチッソ県債

を発行したときから閣議了解事項になっておりまして、地域の経済の安定に資するというのがありますので、これに支障を及ぼさない、この2つの適合条件に合致しなくちゃならないとなっております。

その審査は環境大臣がいたしまして、計画を認可しますと、右にありますように税の特例がございまして、事業再編実施期間中は、道府県民税、市町村民税並びに事業税を非課税とするという、こういう特例がかかって参ります。

その次でございますけれども、それについて環境大臣が計画を認可した後の話ですけども、特定事業者は、もう1つ、事業の譲渡とか資本金の額の減少という行為をやらなければならないんですが、これは、通常でありますと、会社法で株主総会の特別議決、定足数を満足した株主総会で当該出席者の議決権の3分の2以上の同意が要するという、こういう規定が会社法にあるんですけども、それを裁判所の許可で不要になる、株主総会の決議が不要になるという条項が入っておりまして、これでクリアして、事業会社の設立に行きます。

事業会社を設立しますと、税の特例が右にありますけれども、登録免許税の特例、不動産取得税の特例、この2つの特例は、実際の素案の書き方は特別の措置というふうに書いてございます。それと法人税の特例、これは現物出資に係る分ですが、そういう特例がございまして、それで事業会社ができるということでございますが、この上の段を見ていただくとわかりますように、この間、県とか県議会の関与はございません。

事業会社ができますと、括弧の事業会社の株式の処分のところに入りますけれども、チッソといいますか、特定事業者の指定を受けた者は、事業会社の株式を譲渡する承認を申し出ることができます。これは今の予定では、事業が進展した3年後、会社できて3

年後という設定になっておりますが、この申し出を環境大臣にしまして、環境大臣がこれを承認する形になっております。

環境大臣が承認しますと、その後、特定事業者と特定地方公共団体、これは特定地方公共団体というのは、右に解説が載ってますけれども、公的支援を行っている地方公共団体を環境大臣が指定、ここに熊本県が入ってくるんじゃないかと思いますが、それと特定事業者チッソの方で契約を締結する形になります。

この締結をするときに、協定の内容につきましては、左の方の第6-4というところがございますけれども、内容は3つございまして、1が補償金に関する債務の特定地方公共団体による引き受けに関する事項、2が、譲渡益の特定地方公共団体への納付に関する事項、3がその他補償金に関する債務の支払いの確保に関し必要な事項ということで、ここには公的債務は入っておりません。すべて補償金でございます。その協定を締結するけれども、その協定を締結する場合には、左の上の方にありますが、特定地方公共団体の議会の議決が要ということになっておりまして、本県で例えるなら、県議会の議決がなければ、これは締結ができないことになっております。

締結されたものとして仮定して下に行きますけれども、株式を譲渡いたしましたならば、その株に対する税の特例があります。第7-3のところですが、譲渡益に関する特例、これは租税特別措置法で定める損金算入ができるということですが、この株式譲渡には譲渡益に関する特例が設けられています。

次に下に参りまして、譲渡益が出ましたら、これを特定地方公共団体へ納付となっております。このところで、あえて株式譲渡の前に協定の締結を持ってきております。ここは条文上ははっきりは、協定の締結が前じゃないといけないとは書いてはいないんですけれど

も、株式譲渡後、この協定が締結されるまでの時間が余りに長いと、税金の問題だとか、あるいは他の債務にそのお金を使ってしまふとかいうことで、補償に回るお金がなくなるおそれもあるという意見もあるものですから、一応そういうことで協定締結が前に来るんじゃないかと、我々は今のところこの条文をそういうふう読んでおります。

特定事業者が譲渡益を特定地方公共団体に納付しますと、特定地方公共団体、つまり県は、譲渡益の積み立てを行いまして補償金の支払いに充てることとなります。

右の第6-7というところに行きますけれども、じゃあ公的債務の返済はということになりますと、この補償金として特定地方公共団体へ納付した、その納付した金額の残り、譲渡益から特定地方公共団体に納付した残額をもって公的債務あるいは借り入れに充てていく、右の下の方ですけれども、公的支援に係る借入金債務等と、等と書いてあるのは、恐らく民間金融機関からの408億円の融資のことを指しているんだらうと思いますが、その他事業再編計画の遂行に必要な費用に充当していくという、こういうスキームになっております。

スキームの説明は以上でございます。

○谷崎水俣病保健課長 済みません、資料の方に、その後、(2)(3)を用意させていただいてますので、ちょっと説明させていただきます。

今の資料に基づきまして、法案骨子の説明が与党プロジェクトチームでの議論がなされたわけですが、その場で、県及び県議会のそれぞれから意見を申し上げさせていただきました。

それを(2)によりまして報告をさせていただきますが、まず、県の方でございますが、兵谷副知事が、①に書いておりますような意見を申し上げたところでございます。分社化

の議論は議論として進められるとしても、現時点での県の気持ちを総論的に申し上げると、分社化するに当たっては、原因企業としての責任の所在、将来にわたるチッソの債務の確定と支払いの確保、地域社会への貢献などが明確になることが大きな課題であると考えている。チッソの債務を県が引き受けることについては、一地方自治体の限界を超えていることも考えられ、強く懸念している、これについては、県民の厳しい声があり、県議会の中にも強い反発があることから、議会との協議が不可欠である、今後、地元として意見集約の機会をいただき、それらを踏まえてさまざまな観点からの検証を行い、改めて意見を述べさせていただきたいと申し上げたところでございます。

また、県議会からは、西岡委員長から先ほどもごあいさつの中で主な内容について御報告がありましたけれども、その他の御意見として、②について書いておりますような意見をいただきました。すなわち、チッソ分社化については、まずは被害者の早期救済が先決であると考えている、分社化を行うためには、チッソの債務が確定することが必要であり、チッソは分社化に先んじて一日でも早く救済策に賛同することが肝心である。

また、5ページのところでございますが、法案では、地方公共団体がチッソの補償債務を引き継ぐように伺っており、一企業の債務を県が引き受けるということは、県議会はもとより、被害者を含めた県民の理解を得ることは到底できないといった意見をいただいたところでございます。

(3)ですが、これに対して、与党PTにおける主な意見としまして、園田座長が求められた事柄を中心に申し上げますと、与党PTに与えられた一番の使命は、救済策の実現であると。まずは、全面解決を前面に掲げてやるということで整理をしたい、全面解決のめどが立っていないのに分社化が先行するのは

おかしい、あくまで全面解決のめどが立って分社化の議論を進めるべきであると、全面解決のめどを立てないと分社化は進められないので、裁判に訴えられている方々に対しても、話し合いで解決ができないか呼びかけをしていきたいという整理をされたところでございます。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何かございませんか。分社化についてでございます。

○大西一史委員 もう代表質問でも何度も申し上げましたけれども、この分社化の骨子案について、やっぱり責任の所在がはっきりしないというところがすごく気になったところです。そのお金の面でのスキーム、これはいろんな税制の税の特例、あるいは会社法の特例あたりいろいろクリアをして、これは補償金ができるだけたくさん出るようにということでのスキームだろうというふうに思います。

ただ、私も代表質問でも申し上げたのは、ただお金だけを払えば本当にいいのかと。やはり原因企業としての責任としての所在をきちっとしなければ、これであれば、このとおりに進んでいけば、原因企業というのは、要はなくなってしまふわけですよ。だから、そういうことを考えれば、やはりこういったことは、議論としては別に妨げられないというような話は、これは大臣もおっしゃっている、あるいは与党PTの中でもそういう話があるとしても、やはりこの責任の所在という部分に関して、どういうふうに県として思っているのか、あるいは与党PTあたりでその辺の話はどういうふうな話が出たのか、まず、一部の国会議員の中には、もうとにかく責任の所在云々の話よりも分社化ありきだと、そ

れがなければ全面救済なんかできっこないというような意見が出たやに聞いておりますが、それは、どなたがどういう形でおっしゃったのかも含めてちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○村田環境生活部長 一番強硬に、分社化の説明をされたのは杉浦正健先生でありまして、冒頭、私もはっと思ったのは、分社化の話は前からあっておりましたが、ただ、16年の最高裁の判決前の収束の状態が見られる中でそういう検討をしてきたこともあって、今の状態の中で言うことについて少しちゅうちょするような御発言があったのはちょっとびっくりしました。そういう言い方で話が始まりまして、説明がございました。

○大西一史委員 それは杉浦先生ですか。

○村田環境生活部長 杉浦先生でございます。

委員長も御指摘された、債務が確定しないということの一つのあらわれだと思います。要は、認定申請がたくさんいる、裁判も続いている、いわゆる額が確定しない状態で分社化の議論なんかできるはずがないわけで、債務が確定しないという今の状態のことを言われたというのが1点ございました。

それから、非常に強硬に、今の状態でも分社化はすべきであると、不知火患者会との話し合いとかそういうのも必要ないと、今は時期尚早だと、今すぐでもというふうな意味合いでおっしゃったのが、東京都選出の小杉先生とおっしゃる方です。時々小杉先生と名前が出てきますが、県議の小杉先生じゃありませんので。

○大西一史委員 小杉隆先生。

○村田環境生活部長 小杉隆先生がおっしゃ

いまして、園田先生と議論になって、園田先生は、あくまでもそれは債務確定が先であろうということを強硬に主張されて、その場では議論がかみ合わなかったというようなやりとりがございました。

○大西一史委員 済みません、今責任の所在のどこについてなんです、これはもう知事も答弁はなさっておりますけれども、県としても、その辺は、こういう案でいけば、やはり責任の所在がはっきりしなくなるというふうな認識ということでもいいですかね。

○村田環境生活部長 県の認識としては、当然今の債務の確定という、いわゆる商法的な発想の前に、今の非常に不安定な混沌とした状態の中で分社化そのものが議論されること自体、責任の所在があいまいになるというのが大前提として1つございます。

それから、今のような、債務の確定をする前にでもというふうな議論がもしあるとすれば、最終的にこの案でいくと、チッソは消滅するわけでございまして、まさに責任の所在が不明確どころか、存在しなくなるわけですので、それこそ被害者の皆さん方は承服されないでしょうし、今後の状況にもよりますけれども、現在認定申請をされている方、あるいは現在裁判をされている方、あるいは救済策を望んでいらっしゃる方に加えて、可能性としては、今後認定申請をされる方、今後裁判をされる方がある中では、なおさら責任の所在というものが明らかにされていないといけないのではないかというのが大前提にございます。

○大西一史委員 結構です。

○前川収副委員長 そもそも論でお話が出ましたから、もう一回言いますけれども、チッソ県債が始まったのは、汚染者負担の原則に

基づいて始まって、汚染者であるチッソが経済的にピンチに立って、原因企業がなくなって患者救済ができないと困るからチッソ県債を発行してきたという歴史的な経緯がありますから、もともと原因者負担の原則、PPPの原則というものが、これまでの患者県債も含めたチッソ水俣病問題の解決スキームの根底にずっとあり続けたわけですね。

今回の分社化の話はもう議論もしたくないんですけれども、そもそもの汚染者負担の原則そのものが、今皆さんがおっしゃったようになってしまふ、つまり原因企業がなくなるようなスキームが生まれてくることそのものがどういう思想から入ってきたのか、私は絶対理解できない部分だというふうに思っています。

それは、水俣の吉永先生もいらっしゃいますけれども、地域振興とそれから患者補償という2つの大きな柱があって、患者補償がもし仮に、さっきの債務の確定というのは多分これから想定し得る裁判まで含めた確定ですからわからないと思います。しかし、それが確定したにしても、地域振興という責任はまた残るわけですね。芦北・水俣の地域振興という問題は残ります。原因企業チッソがなくなって、オープンなフリーな会社で功績を上げる会社が別に残って、そのPPPの原則のたがが外れてしまえば、簡単に言えば、非効率の工場の効率が悪いところは移転して行けと。つまりチッソ水俣工場がもう存在する価値はない、必要ないといったときには、それも外れていくということは、2つのうちの両方とも履行できなくなってしまうということに——確定した後であれば、そっちはもう要らないかもしれませんが、もう一つの地域振興という視点は残るわけですから、それすらなくなるという状況からすれば、これまでの我々がチッソ県債を発行し、チッソ支援をしてきた患者補償の完遂と、それから地域振興のためにやってきた目的が全くなくな

ってしまうという状況になることは、やっぱりそれは許せない話だと思いますけれども、そのPPPの原則、汚染者負担の原則についての原則論は何か議論がありましたか。

○村田環境生活部長 分社化の検討チームの杉浦座長からは、このスキームでPPPの原則は貫徹できるという御説明がありました。というのは、最終的に、今の仕組みでいきますけれども、県に支払いの債務を引き受けさせるという意味で、そのお金を担保する形で県が後は支払っていくわけですから、そういう意味では、チッソが責任を果たすという財源措置、それがとれているので、PPPの原則はそういう意味では貫徹できるという御説明がございました。

ただ、先ほどから何度も申し上げますが、これを見ても——どっちを見ればいいんですかね、この丸い紙をちょっと見ていただいていいでしょうかね。これはPTのときに配付された今のホチキスでとめてある一番最後の紙でございます。ここの一番右下に「清算。債務超過であり清算所得なし」という矢印が書いてあります。その上にキャピタルゲインのうち——要は、ここでキャピタルゲインの株を売って金額が出るわけですが、「補償金債務支払いに充てる金額を県へ納付」と書いてあります。債務の支払いという言葉を使ってあるのは、ひとつ私は非常に気になっております。というのは、その前提は、支払う額はもう確定しているんだと、だから支払いなんだと。だから、それを、金がここで準備できとれば、PPPの原則は貫徹できるという意味かなというふうに私はとりました。

問題は、この支払いの債務の、例えば債務総額が、例えば何百億円というふうに確定すればいいわけですが、その確定する前段が今のような状態の中で果たしてできますかということ園田座長は大変声高におっし

やっておりました。債務の確定をするためには、当然今の認定審査もそうですけれども、裁判をされている方、不知火患者会あたりとの協議が要るんだという道筋の中でおっしゃったと思います。

だから、法律論として言うときには、この図式を見るときには、当然債務が確定して、あとは支払いただくと。単に口座にそれぞれ振り込んでいくと。新たな裁判もなければ、新たな認定申請もないという状態が本当は想定されていてこの法律ができ上がるのかなというふうに実は読んだんですけども、それ以上に想定されているかどうかは、今後の議論の中の深みをちょっと見てみないとわからないですが、そういうことでした。

○前川収副委員長 水俣病がもたらした被害は、患者に対する健康被害、それから、これはもう命も含めた健康被害がもちろん一番大きなものがありますけれども、それと同時に地域に対しても大きな被害をもたらしたと、それが原因者企業に求められた責任という視点から見れば、地域振興については一切触れられなかったということですかね。そのPPPの原則の中にある地域振興という責任については。

○村田環境生活部長 大前提で、この計画のさっき県がつくったスキーム案に戻ってまいりますけれども、一番上のこの四角い流れのやつ、ここの左の4-3のところでございますが、当然この話を進めるためには、1のところでお金の問題が書いてありますけれども、2番目のところで「事業所が所在する地域経済の安定に支障を及ぼすことのないこと」というのが前提ですという意味では、この4-3の部分が、まさにPPPの原則を踏まえているんだということのあらわれであろうというふうに思っております。

○前川収副委員長 しかし、担保にはならないですね。清算してなくなった人に責任とれと言うたって何もとる人いないわけです。わかりました。もうそれで結構です。

○西岡勝成委員長 いいですか。

○小杉直委員 ちょっとおさらいでお尋ねですばってんが、これの特別措置法案、このスキームですが、これは根元は官僚案だろうか、議員案だろうか、どちらだろうか。

○村田環境生活部長 この発想は議員だと思いますが、現実には説明したのは、衆議院の法制局が説明いたしましたので、法的な整理あたりは相当煮詰められているものと思います。

○小杉直委員 根元が議員案としますならば、名前は別として、どういうふうな色合いの人たち——色合いと言うたらいかぬな。どういう立場とか。

○村田環境生活部長 もともと、これは松岡利勝先生がかかわっておられるころから、チッソの分社化についてはテーマとして取り扱うということは話題としては上がっておりました。ただ、こういうふうな形で、法案という具体的な形で出てきたのは初めてであります。それが、先ほど杉浦正健先生の冒頭の言葉をちょっと御紹介しましたけれども、そういう時代的背景とかいろんな中で、なぜ今なのかというのも分析をしなくちゃいけないと思いますけれども、実際この方向に携わってこられた先生方がどういう色彩かというのは、ちょっとしゃべりにくいところがありますが、チッソの方の意を十分酌んでおられる方々であることは間違いありません。

○小杉直委員 関連して。さっきの話にも少

し関連しますけれども、我々もこれだけメディアを入れて情報公開的にやっておるし、ですから、向こうの当事者の方も、内部のこの水俣病に対する課題については情報公開的なオープン性を持つように、機会があるときには働きかけてもらいたいと思いますね。

以上です。

○鎌田聡委員 ちょっともう一回確認なんですけれども、与党PTの中で、この分社化についてはもう議論しないと、全面解決のめどが立つまで。そのような整理になったんですか。

○村田環境生活部長 いや、そういう整理にはなっていないと思います。分社化の検討は検討として継続されるだろうと思います。

ただ、継続するにしても、先ほどから園田座長の御発言を申し上げておりますが、債務が確定する、いわゆる裁判をされている方々が納得されるような場面が招来しないと、進むにも進められぬわけですから、そういう意味では、分社化そのものの議論をやめるという結論には、この前のPTではなってなかったというふうに思います。

ただ、会議後のブリーフィングで、いわゆる患者団体と、裁判されている団体との話を先行させるようなニュアンスのお話があったのも確かであります。基本的には並行している状態だと思います、PTの中で。

○鎌田聡委員 債務の確定というのは、まだまだ非常に難しい問題ですよ。今後、与党PTの新たな救済策になるのか、私たち民主党もまた今度の国会で出すやつになるのか、そしてまた、裁判がそれぞれまた継続していけば、また違うだろうし、これまでの認定の中での救済となれば、また額も変わってくるから、非常に結論の出らぬという話になってくるんですよ。そういった中で、めどが立

つということはある得ないと思うんですが、それでも、もう先ほど言われた強硬派じゃないが、どういう表現をしていいかわかりませんが、そういった方々は、やっぱり再度この議論をやってきて、次の国会あたりでこれが出てくる可能性もあるんですよ。

○村田環境生活部長 国会で出るかどうかの議論はちょっと分かりませんが、少なくとも今私がしゃべっておりますように、債務の確定ということをもし前提としてしゃべりますならば、今、鎌田委員がおっしゃったように、なかなか先に進まぬのじゃないかということになるんですが、先ほど東京の小杉先生のお話を申し上げましたけれども、一部の委員の方々の中には、今の状態でも分社化は進められるというふうな観点からの御発言もありましたので、今この状態で我々としてそれなりの意見は申し上げておかなければならない状態にあるだろうと思います。

余り一方的にこちらからのだけの解釈で、もうこれは進まないというのは、今、断言はちょっと難しいんじゃないかなというふうに思います。

○鎌田聡委員 そういった動きが一方である中で、チツソに対しては先ほど意見書を出すようにしたんですが、与党PTに対しての我々の態度というのも、一応おっしゃっていただいていますけれども、さらにやっぱりこういったのが本当に今の段階で浮上してこないように、これはそういった対応も必要になってくるというふうに思いますね。

○西岡勝成委員長 これは県議会も絡む話でございますので、県議会の了承なくして法案化の話は出てこない認識をいたしております。

ほかにございませんか。この分社化のことについては、一応ここでいいでしょうか。

○氷室雄一郎委員 いいです。

○西岡勝成委員長 いいですか。

○氷室雄一郎委員 ほかのことでございますけれども。

○西岡勝成委員長 分社化の問題につきましては、先ほどから出ておりますように、原因企業としての責任の所在、債務の確定、地域社会への貢献等々、いろいろありますけれども、今後とも、委員会といたしましても慎重に議論を進めながら、また与党PTの動きも検証していきたいと思っております。一応分社化の件につきましては、これで閉めさせていただきます。

○氷室雄一郎委員 今いろんな論議が行われて、なかなか先行きが不透明ということでございますので、具体的な話だけ。

1点は、チッソに対する理解をどのように求めていくかということが当面求められておりますけれども、もう1点は、知事も部長も発言をされたと思うんですけれども、行政としての当面の課題としては、各関係団体との協議の場を設置していくと。今までもそういう場を持ってこられたと思うんですけれども、患者団体との定期的な意見交換の場を考えていきたいというお話をされていると思っておりますけれども、なかなかこれも難しい一面があると思っておりますけれども、定期的な協議の場を今までと違う形でとられていこうと考えておられるのかということと、もう1点は、協議に臨まれない団体に対しての行政としての取り組みというのはどう考えておられるのか、これが当面の行政としてのこれからの課題の一つではないかと考えているわけですが、それはどうですか。

○村田環境生活部長 対チッソへの交渉につ

いては、知事就任直後に知事が直接会われたわけですが、今後、今週27日がチッソの株主総会、あるいは、きょう意見書としての中にも出てまいりましたように、チッソ支援連絡会議をいつ開くかとかいったような節目の中で、現在、環境省とも協議しながら、対応については、まだ協議が進行形であります。今議会までにこういうふうな形でということでもとめて御報告はできないんですけれども、対チッソに対しても何らかの動きをかけたいと思っておりますが、少なくとも、今回もし30日に意見書が議決されるということであれば、それも一つのアクションとしてチッソにはぶつけてみたいというふうに思っております。

それから、患者団体との定期的な協議ですが、確かに協議の必要性は私自身も感じておりまして、定期的になるかどうかちょっとあるんですけれども、いわゆる裁判をされている方々を中心にそういった協議を、まだ実現はしておりませんが、何らかの形で考えていかなければいかぬと思っております。ただ、園田座長自身も患者団体との接触を考えておられます。その場面の設定の仕方、もしくは我々の方との役割分担といえますか、そういうものもちょっと見きわめる必要もあるのかなということは考えております。

そういう中で、どういう時期に、どういう形でお話をされたのかということですが、不知火患者会の方からは、先方の方からも、いわゆる協議をしたいということで、知事に会われた際にそういう申し出がありましたので、それをどういうふうな形にするかちょっと考えなければいかぬんですけれども、済みません、そこまでまだ実現には至っておりません。加えて、今回、園田座長の御意思も出ましたので、そこら辺どう歩調とりながらやるかということも、現在まだ途中ですけれども、今後のことということで御理解いただければと思っております。



○西岡勝成委員長 いいですか。

○氷室雄一郎委員 はい。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

ないようですが、先ほど鎌田先生からもお話がございました民主党からも、このように新聞で、8月の臨時国会に向けて法案を提出しようという動きもございます。我々委員会も、この委員会、被害者の方を一日でも早く救済するというのが目的でございます、被爆者の問題とか、薬剤被害者の問題とか、いろいろ与野党問わず真剣に御議論いただいて解決をしていただいております。できれば、お互い譲れる部分は譲りながら、この問題が一日も早く決着できるように、国会の方も、胸襟を開いて問題解決に努力をしていただければという気持ちでいっぱいでございます。そういうことを与党PTの園田座長にも、私として、また委員会として伝えていきたいと思っておりますけれども、よろございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 じゃあそのように計らせていただきたいと思います。

それでは次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中もなお継続審査する旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 それでは、そのように取り計らいます。

以上をもちまして本委員会を終了いたします。

お疲れでございました。

午後2時39分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する  
水俣病対策特別委員会委員長